

南空知医療・介護多職種連携情報共有システム（南空知バイタルリンク） 運用ルール（管理者版）

利用者や患者の登録権限を持つ管理者として、地域の多職種連携に協働し、地域包括ケアシステムの推進を図るため、以下の内容を守り利用してください。

<地域関係者の利用者登録>

- ・管理者は、地域の利用者から登録、変更の申し出があった場合、自施設と直接関係のない機関であっても、それを受け付け、登録及び管理を行ってください。
- ・利用者・患者の登録は、地域に管理者がいる場合はその地域の管理者が行い、地域に管理者がいない場合は、由仁町立診療所が行うことを基本とします。
- ・利用者を登録する際、苗字（姓）は事業所名としてください。
名前は、個人登録の場合は個人名としてください。事業所単位での場合は代表としてください。
- ・新規登録を行った場合は、システム管理事務局（由仁町立診療所医療福祉相談センター）へ、バイタルリンクのグループチャット「S 管理者⇔管理者」で、事業所の正式名称、登録名（バイタルリンク上の苗字）、施設名、アカウントを報告してください。
- ・報告を受けて、システム管理事務局は担当者登録フォームを更新し、由仁町立診療所ホームページに掲載、ならびにバイタルリンク上で共有します。

<患者登録>

- ・利用者からの患者登録、患者グループ作成の届出を受け、登録します。
担当者は、同一事業所内の全員（管理番号が同一の利用者全員）を登録します。ただし、管理者の所属施設については個別登録が可能です。
- ・利用者から送付された患者の同意書は、適切に保管します。
- ・事業所内または事業所間の連絡の利便性を高めるチャットグループの作成については、公共性などを踏まえつつ個別に対応してください。